

部活動に係る活動方針

八戸市立豊崎中学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校においては、部活動を通して、技能や知識の習得のみならず、心身の健康の推進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図ること、さらに、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする意欲を養うことを旨とする。

2 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教職員で確認し、共通した考えのもと活動を進める。
- (2) 部活動の目的や指導方針を具現化し、それらを育む基盤としての部活動を持続可能なものとするために、本校の教育課程との関連付けを図り、他の教育活動と同様、生徒による自主的で探究的な活動をその基本とする。
- (3) 健全な学校運営と教職員の職務遂行のため、部活動は1人の顧問に負担が集中しないように、役割を明確にするとともに、協力して運営・指導に当たる。
- (4) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるようにする。
- (5) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。
また、顧問が不在で、部活動につけない場合は、部活動を行わない。
- (6) 生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達の段階を考慮するとともに、健康を維持し、かつ学業の妨げになることがないように、「八戸市中学校運動部活動の指針」に準じ、本校では以下のように定める。

①休養日について

ア 学期中の休養日の取り扱い

- ・週あたり2日以上（平日1日以上、土日のいずれか1日以上）の休養日を設ける。

イ 長期休業中（夏季、冬季、学年末）の休養日の取り扱い

- ・「学期中（平日1日、土日のいずれか1日を休養日とする）に準じた取り扱いとする」または、「平日を活動日とし、土日は原則として休養日とする。」
- ・長期休業期間を設ける。

◇8月13日～16日 ◇12月29日～1月4日

②活動時間について

- ア ・ 平日の活動時間は2時間程度とする。
・ 週末の活動時間は3時間程度とする。
- イ 長期休業中の活動時間
・ 長期休業中の活動時間は、学期中に準じて3時間程度とし、週当たりの活動時間における上限を15時間以下とする。
- ウ 生徒の退下完了時刻は、4月～9月までは18時30分、10月～3月は17時45分とする。
- エ 時間を延長しての活動は行わない。
- オ 朝練習については行わない。

③練習試合や大会の参加

- ア. 練習試合の実施回数や、学校として参加する大会数については、生徒の学校及び家庭生活や保護者の送迎等を考慮し、過度の負担にならないように十分に配慮する。
- イ. 練習試合や大会参加への交通手段は、公共交通機関、貸し切りバス・タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

3 活動方針

- (1) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (2) 生徒の健康を考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないように配慮する。
- (3) 豊かな人間関係と社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます肯定的な指導とコミュニケーションを大切にした指導に努める。
- (4) 体罰（言葉による暴力を含む）は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。
- (5) 学校側で外部指導者を活用する場合は、その人選にあたっては、人格・品行および指導技術・生徒理解等、多角的に検討し厳選するとともに、この「部活動に係る活動方針」及び別に定める部活動外部指導者（コーチ）に関する規定を共通理解・遵守することを前提とする。
委嘱状の交付及び保険への加入以前に外部指導者が指導にあたるのが絶対にならないようにする。

※外部指導者が活動指針にそぐわない活動をし、校長及びPTA会長が、不適任と認めた場合、当該指導者を解任できる。

4 本年度設置される部活動

- ・陸上競技部（男・女）
- ・バスケットボール部（女子）
- ・総合文化部（男・女）

5. 顧問が運営・指導する際の留意点

（１）部活動の年間計画及び毎月の活動計画等の作成にあたっては、次の点に留意する。

- ①年間計画については、学校で策定する。「部活動に係る活動方針」をもとに作成するとともに、校長の承認を得て保護者に説明、配付する。
- ②活動計画については、毎月２５日をめどに翌月の活動計画を作成し、校長、教頭から承認を得る。また、承認を得た活動計画の原本は、ファイルに綴じて職員室に保管し、全教職員が共有できるようにする。
- ③実績報告書については、月末に作成し、校長、教頭に提出する。また、確認後は、事務所に原本を渡し、写しをファイルに綴じて保管する。

（２）顧問は、毎月２８日をめどに、生徒・保護者に翌月の練習日程表を配付する。

（３）部活動の必要経費として保護者から集金する際は、支出目的を明確に示すとともに、学校徴収金に準じて厳正に取扱い、会計報告書を校長並びに保護者に提示する。

（４）顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全退下時刻を厳守する。

（５）顧問は、練習前や練習中の生徒の健康状態を確認しながら指導にあたる。また、部活動中に、生徒がけがをした場合は、管理職及び養護教諭に報告するとともに保護者へ連絡する。必要に応じて応急手当を行う。

6. 参加料等の PTA 負担について

（１）参加料等

- ①中体連、中文連負担金は生徒活動運営費から
- ②大会参加料は生徒活動運営費から

（２）会場使用料等

- ①PTA 負担なし（自己負担）

（３）登録料等

- ①個人登録料は PTA 負担なし（自己負担）
- ②団体登録料、チーム加盟料は生徒活動運営費から

（４）手数料等

- ①コンクールなどの作品送料は P T A 一般会計（通信費）から

（５）遠征費

- ①大会等への遠征費（交通費、宿泊費等）は PTA 負担なし（自己負担）
- ②部活動外部指導者の遠征費は生徒活動運営費から

＊宿泊費は実費、交通費は運賃または旅費相当額、食費は PTA 負担なし